

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正案	改正前
<p>（適格格付機関）</p> <p>第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十一号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四   S &amp; P グローバル・レーティング</p> <p>五 [略]</p> <p>（適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係）</p> <p>第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号</p>	<p>（適格格付機関）</p> <p>第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十一号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四   スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス</p> <p>五 [同上]</p> <p>（適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係）</p> <p>第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号</p>

、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

一 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

信用リスク 区分	1-1
	1-2
	1-3
	1-4
	1-5
	1-6
	[略]

、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

一 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

信用リスク 区分	1-1
	1-2
	1-3
	1-4
	1-5
	1-6
	[同上]

二 国際開発銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	2-1	[略]	S&Pグローバル・レーティング	[略]	[略]
	2-2				
	2-3				
	2-4				
	2-5				

二 国際開発銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	2-1	[同上]	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス	[同上]	[同上]
	2-2				
	2-3				
	2-4				
	2-5				

三 金融機関向けエクスポージャー

信用リスク区分	3-1	[略]	S&Pグローバル・レーティング	[略]	[略]
	3-2				
	3-3				
	3-4				

三 金融機関向けエクスポージャー

信用リスク区分	3-1	[同上]	スタンダード・アンド・プアーズ	[同上]	[同上]
	3-2				
	3-3				
	3-4				

五 短期格付が付与されている法人等向けエクスポージャー	[略]	S&Pグローバル・レーティング	[略]	[略]	信用リスク区分	四 法人等向けエクスポージャー	[略]	ー テイ ン グ
					4-1			
					4-2			
					4-3			
					4-4			
					4-5			

五 短期格付が付与されている法人等向けエクスポージャー	[同上]	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス	[同上]	[同上]	信用リスク区分	四 法人等向けエクスポージャー	[同上]	・ プ ア ー ズ ・ レ ー テ ィ ン グ ズ ・ サ ー ビ ス
					4-1			
					4-2			
					4-3			
					4-4			
					4-5			

S & P グローバル・レーティング	〔略〕	信用リスク区分	〔略〕	〔略〕	信用リスク	5   1
		6   1			5   2	
		6   2			5   3	
		6   3			5   4	
		6   4				
		6   5				

六 標準的手法における証券化エクスポージャー  
イ 長期格付の場合

スタンダード・アンド・プア	〔同上〕	信用リスク区分	〔同上〕	〔同上〕	信用リスク	5   1
		6   1			5   2	
		6   2			5   3	
		6   3			5   4	
		6   4				
		6   5				

六 標準的手法における証券化エクスポージャー  
イ 長期格付の場合

七 内部格付手法における証券化エクスポージャー	[略]	S&P グロ ーバル・レ ーティ ン グ	[略]	[略]	信用 リス ク 区 分	7   1	ロ 短期格付の場合	[略]	[略]
		7   2							
		7   3							
		7   4							

七 内部格付手法における証券化エクスポージャー	[同上]	スタン ダー ド・ア ンド ・プ ア ー ズ ・レ ー テ ィ ン グ ズ ・サ ー ビ シ ズ	[同上]	[同上]	信用 リス ク 区 分	7   1	ロ 短期格付の場合	[同上]	ズ・レ ー テ ィ ン グ ズ ・サ ー ビ シ ズ
		7   2							
		7   3							
		7   4							

[略]	信用リスク 区分	ロ 短期格付の場合	[略]	S&P グロ ーバル ・レ ーティ ング	[略]	[略]	信用リスク 区分	1   8
	7   1						2   8	
	7   2						3   8	
	7   3						4   8	
	7   4						5   8	
							6   8	
							7   8	
							8   8	
							9   8	
							10   8	
							11   8	
							12   8	

[同上]	信用リスク 区分	ロ 短期格付の場合	[同上]	スタン ダー ド・ア ンド ・プ アーズ ・レ ーティ ング ズ・サ ービ シズ	[同上]	[同上]	信用リスク 区分	1   8
	7   1						2   8	
	7   2						3   8	
	7   3						4   8	
	7   4						5   8	
							6   8	
							7   8	
							8   8	
							9   8	
							10   8	
							11   8	
							12   8	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	「略」	S &P グロ ー バル ・レ ー テイ ング	「略」
	「同上」	ス タ ン ダ ー ド ・ ア ン ド ・ プ ア ー ズ ・ レ ー テ イ ン グ ズ ・ サ ー ビ シ ズ	「同上」